

影響を受ける企業リスト

○ 審議事項：動物用生物学的製剤基準の一部改正について

動物用生物学的製剤基準に各条を追加するもの

1、牛伝染性鼻気管炎・牛ウイルス性下痢2価・牛パラインフルエンザ・牛RSウイルス感染症・牛アデノウイルス感染症混合生ワクチン

- ・ 株式会社微生物化学研究所

動物用生物学的製剤基準の各条の一部を改正するもの

1、豚インフルエンザ・豚丹毒混合（油性アジュバント加）不活化ワクチン

- ・ ゾエティス・ジャパン株式会社

2、豚熱生ワクチン（シード）

- ・ 共立製薬株式会社
- ・ 松研薬品工業株式会社
- ・ 株式会社科学飼料研究所

3、豚サーコウイルス（2型・組換え型）感染症（酢酸トコフェロール・油性アジュバント加）不活化ワクチン（シード）

- ・ MSDアニマルヘルス株式会社